

## ○空き家銀行制度要綱

平成 20 年 3 月 14 日告示第 9 号

### 空き家銀行制度要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内の空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化を図るための空き家銀行制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 空き家銀行とは、町内に存する空き家に関する登録及び空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する登録を通して、空き家所有者及び利用希望者に対してあっせんを行うシステムをいう。
- (2) 所有者とは、当該空き家に係る所有者で、賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) あっせんとは、空き家及び利用希望者に関する情報で、所有者又は利用希望者に対して有用な情報を提供することをいう。

(空き家の登録申込み等)

第 3 条 空き家銀行制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者は、空き家銀行空き家登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家銀行に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により登録を行った時は、当該所有者に通知するものとする。
- 4 町長は、第 2 項の規定による登録をしていない空き家で、空き家銀行制度によることが適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができる。

(空き家銀行登録事項の変更の届出)

第 4 条 前条第 3 項の規定による登録の通知を受けた所有者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家銀行登録の抹消)

第 5 条 町長は、空き家銀行の登録について次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該所有者に通知するものとする。

- (1) 空き家銀行の登録の抹消の届出があったとき。
- (2) 申込み内容を故意に偽って登録したことが判明したとき。
- (3) 当該空き家に係る所有権、その他の権利に異動があったとき。
- (4) 登録から 2 年を経過したとき（ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録をすることができるものとする。）。
- (5) その他町長が適当でないとき。

(利用希望者の登録の申込み等)

第 6 条 空き家銀行による利用希望に関する登録を受けようとする利用希望者は、空き家銀行利用希望者登録申請書（様式第 2 号）及び誓約書（様式第 3 号）を、町長に提出し

なければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を空き家銀行に登録しなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者
- (2) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録を行った時は、当該利用希望者に通知するものとする。  
(利用希望者に係る登録事項の変更の届出)

第7条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(利用希望登録者の抹消)

第8条 町長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的が第6条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認めたとき。
- (3) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 利用希望者登録の抹消の届出があったとき。
- (5) その他町長が適当でないとして認めたとき。

(物件情報の公開)

第9条 空き家銀行に登録された物件情報は、所有者の承諾を得て、次の方法で一般公開する。

- (1) 町ホームページによる公開。ただし、ホームページでの詳細情報の公開を希望しない所有者の物件についてはこの限りでない。
- (2) 役場本庁での台帳閲覧による公開
- (3) その他町が必要と認める情報媒体等  
(あっせん等)

第10条 町長は、所有者及び利用希望者に対して、空き家銀行に登録された有用な情報を必要に応じて提供するものとする。

2 町長は、所有者及び利用希望者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

3 町長は、利用希望者が所有者と契約等の交渉をし、町内に住することとなった折には、生活相談等必要に応じて利用希望者に支援者をあっせんすることが出来る。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。